

被保険者証の更新手続きは期限内に忘れずに
 保健福祉課(国保医療係)
 ☎52 2144

4月30日有効期間満了
 国民健康保険被保険者証

現在ご使用されている国民健康保険の被保険者証(カード)は、4月30日有効期間が満了となるため、更新手続きが必要となります。

更新の手続きは、下表の日程により行いますので、現在お持ちの被保険者証など印鑑をご持参のうえ、必ず行ってください(都合により当日更新手続きのできない方は、4月30日までに保健福祉課国保医療係または巡回窓口車やまびこ号にて手続きをしてください)。

なお、学生や出稼ぎなどで町外に住まれ、本町の被保険者証をお持ちの方も同様の手続きが必要となりますので、世帯主の方は日程に間に合うよう返送してもらつなど、早めに準備をお願いします。

更新の日程・場所

地区	日程	時間	場所
下金山	4月13日(水)	9時30分～11時30分	下金山地区多目的センター
金山		13時00分～15時00分	金山地区コミュニティセンター
北落合	4月14日(木)	9時30分～11時00分	北落合除雪管理センター
落合		13時30分～15時30分	落合地区多目的センター
幾寅	4月15日(金)	13時30分～16時00分	情報プラザ

また、更新手続きの会場にて、国民健康保険税の納付相談と口座振替手続きの受付を行います。口座振替を希望される方は、預金通帳番号と通帳に使用している印鑑が必要となりますので併せてご持参ください。

口座振替指定金融機関
 旭川信用金庫本支店
 旭川の農協南富良野支所
 各郵便局

平成17年4月から年金制度が変わります

保険料の引き上げ
 月額13,300円の国民年金保険料が平成17年4月から平成29年度まで毎年280円ずつ引き上げられます。
 これにより、平成17年度の月額保険料は13,580円になります。



30歳未満の若い世代に納付猶予制度
 平成27年6月までの特例措置として、所得の低い30歳未満の若い世代の方で本人および配偶者の所得が一定金額以下の場合、同居している世帯主の所得にかかわらず、申請により保険料が免除される納付猶予制度(10年以内は追納可能)ができました。

3号被保険者の特例届出
 厚生年金などの加入者に扶養されている配偶者が「第3号被保険者」の届出を忘れていたために、未納となっている期間について、そ及して納付することのできない12年前以前の未届期間も届出をすることにより特例で納付済み期間に算入されます。

在職老齢年金制度の改正
 60歳から64歳までの方で、「給与収入が一定金額以上の方の老齢基礎年金が一律2割支給停止になる制度」から「厚生年金と給与の月額収入合計が28万円を超えた場合、超えた金額の2分の1が年金から差し引かれる制度」に改正されます。

育児休業中の保険料免除期間の拡大
 厚生年金被保険者の育児休業中の保険料免除期間が、「子どもが1歳になるまでの期間」から「子どもが3歳になるまでの期間」に延長されます。

任意加入の特例期間の延長
 昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた方で、加入期間が不足しているために老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合は、申し出により65歳から70歳に達する期間において、受給資格を満たすまで任意加入することができるようになります。

旭川社会保険事務所(国民年金担当) ☎0166-27-1611 役場町民税務課(戸籍年金係) ☎52-2145